

## ～ 国際研修 ～

### カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援

国際協力部教官 三 澤 あずみ

#### 1. 背景

カンボジア王国においては、20年以上にわたり混乱と抗争が繰り返される中、司法制度が弱体化し、特にポル・ポト政権時代には、法律家を含む知識層が徹底的に粛清された。そのため、1993年によりやく民主的総選挙が実施されて平和への道を歩み始めたものの、法律は散逸し、裁判所の建物は破壊され、十分な法学教育を受けた法律家は皆無に等しかった。正しく「ゼロからの再建」を迫られたのである。

このように厳しい状況にあるカンボジアに対し、日本は、JICA（国際協力機構）による支援の枠組みで民法及び民事訴訟法草案の起草を中心に法整備支援プロジェクトを実施し、ICD NEWSにおいても、折に触れその成果を紹介してきた。既に完成した両草案は2003年に閣僚評議会に提出され、現在、その下に設置された法律家委員会において、法案の内容や文言に関する審議が行われている。つまり、いよいよ立法化に向けた作業が行われているのだが、民法及び民事訴訟法が施行されただけでは、カンボジア民事裁判制度の確立といえないことは、日本・カンボジア双方の関係者が強く感じているところである。

すなわち、一国の法制度が機能するためには、近代的な法律（法典）が整備されることに加え、それを適正に解釈・運用し、現実に生起する紛争を解決する実務法曹が存在しなければならない。カンボジアに近代的な民事裁判制度が確立するには、カンボジアの実務法曹が民法及び民事訴訟法を理解し、運用し得る能力を身に付けなければならないのである。

ところが、カンボジアにおいては、停戦直後、裁判官及び検察官の人数が著しく不足し（一説によるとポル・ポト政権時代を生き延びた裁判官は数名にすぎないという。）、教師や村の指導者等を、十分な法学教育を施さないまま裁判官や検察官に任命した。その後も裁判官及び検察官の任命に関し、明確な資格要件は法定されず、これらの者に対する法学教育も不十分なままであった。弁護士も同様の状況で、その地位の確立と育成は順調ではなかった。その結果、カンボジアにおいては実務法曹の数が絶対的に不足するばかりか、その能力の低さや蔓延する汚職のため、司法制度に対する国民の信頼が薄いという深刻な状況に陥ったのであった。

カンボジアではこのような状況を改善するため、現在進行中の法制度・司法制度改革において、法制度にかかわる人材の育成が重点項目として掲げられた。この計画に基づき、2002年には裁判官及び検察官の新規教育及び継続教育を担う機関として王立司法官職養成校が設立され、今後は同校を卒業した者のみが裁判官又は検察官に任命されることとされた。同校の初代校長には裁判官としての経験を有するキム・サタヴィ女史が任命された。

## 2. 王立司法官職養成校に対する支援の経緯

司法官職養成校は1年間余りの準備期間を経て2003年11月に開校し、入学試験に合格した第1期生55名に対する法曹教育を開始した。しかし、同校は人材や施設が十分ではなかったため、準備段階からJICAを始めとする多くのドナーに支援を要請した。

そこで、当時、JICA長期専門家としてカンボジアに派遣されていた安田佳子弁護士が、養成校についての情報を収集するとともに、要請に応じ、民事法に関する数回の講義を実施した。また、2003年、法整備支援プロジェクト第2フェーズ開始のための調査団が2回にわたり派遣された際、団員がキム・サタヴィ校長と面談し、支援の在り方を模索してきた。当職は、2003年9月、第2回調査団の一員として初めて司法官職養成校を訪問したとき、11月の開校を目前とした時期であったにもかかわらず具体的なカリキュラムが完成しておらず、大変驚いたことを記憶している。

その後、司法官職養成校に対する支援内容を策定するため、2004年1月末、当職がJICA短期専門家として同校に派遣された。当職は、司法官職養成校内にデスクを与えられ、6か月間にわたり、同校における講義の傍聴、教官や研修生に対するヒアリング、研修生に対する講義の実施、校長や教務部長との協議等の活動を通じて同校の現状を調査し、その結果に基づいた支援案の叩き台を策定した。

## 3. 司法官職養成校の問題点

調査結果の詳細は、資料1「王立司法官職養成校資料」を御覧いただきたいが、司法官職養成校の問題点を要約すれば、以下のとおりである。

### (1) 専任教官がない。

現職の裁判官及び検察官の中から13名が教官に任命されたが、いずれも裁判官等の業務の合間を縫って養成校で教鞭をとる非常勤教官である。したがって、教材作成等の講義準備が不十分になりがちである上、教官の時間的都合が優先し、効果的なカリキュラムを組むことが困難である。

### (2) カリキュラムが確立されていない。

司法官職養成校では、上記非常勤教官のほか、様々なドナーが講義や講演を引き受けている。ところが、教官及びドナーが協議する機会がほとんどなく、率直に言えばカリキュラムというよりも「講義の寄せ集め」である。

### (3) 教材が不足している。

教材作成は各教官の責任とされているが、非常勤のため、多くの教官は教材作成に多くの時間を割けない。また、作成すべき教材についての情報や参考資料が不足している。

このように司法官職養成校は多くの困難を抱えつつ、2003年11月から2004年7月までの8か月間、1期生55名に対する前期研修を実施した。教官にとっては試行錯誤の8か月間であって、教えることの難しさを再認識したようであり、前期研修終了直後は、プロジェクトの内容を議論するに最適の時期のように思われた。つまり、この時期であれば、教官は前期研修における経験がいまだ鮮明である上、次期に向けた高い改善の意欲を維持し

ているからである。

そこで、2004年9月6日から同月15日までの間、キム・サタヴィ校長を始めとする司法官職養成校関係者7名を日本に招き、カウンターパート研修を実施した。

#### 4. カウンターパート研修

本研修の目的は、研修員である司法官職養成校関係者に対し、日本における法曹教育の概要を紹介し、法曹教育の在り方についての深い理解を得るとともに、同校支援の本格化に向けて日本側とカンボジア側で情報交換し、問題意識を共有することにあつた。研修の詳細については、資料2以下の実施要領、日程表及び研修員名簿を御覧いただきたい。

なお、本研修に参加した養成校教官は、いずれも民事系科目を担当しており、日本による今後の支援も民事裁判に関するものを検討している。なぜなら、日本の支援によって完成した民法及び民事訴訟法草案は、カンボジアの実情に十分配慮しながらも日本法と多くの共通点を有しており、民事裁判実務に関する日本の経験はカンボジアにとって有益と思われる上、司法官職養成校においては、既にフランスが刑事分野に関する支援を開始しており、無用な重複を避けるべきだからである。したがって、本研修においても日本の民事裁判教育の紹介に重点を置いた。

養成校関係者は各講義や見学に熱心に参加し、例えば、法科大学院用教材に関する講義において講師のための参考資料をも作成されていることが紹介されるや、その後の協議において、司法官職養成校においても同様の参考資料を作成したいと発言するなど、紹介された制度を積極的に取り入れたいとの意向であつた。

また、本研修においては、日本の法曹養成制度の紹介にとどまらず、司法官職養成校関係者と JICA 本部、法務総合研究所国際協力部との間で、それぞれ意見交換の場を設け、養成校の現状についてキム・サタヴィ校長によるプレゼンテーションを実施した(資料5～7)。これらを通じ、民法及び民事訴訟法草案を理解し、運用し得る裁判官及び検察官の育成が急務であること、そのために効果的な民事系カリキュラムと教材とを作成する必要があること、教官不足を補い、かつ次世代の教官を育成する観点から、若手の裁判官や検察官を教官として積極的に任用すべきことなどについて、カンボジアと日本の意見が合致した。

さらに、養成校支援を実施する場合、司法官職養成校において、今回、研修に参加した民事系科目担当教官を中心とするワーキンググループを設置し、このグループにおいてカリキュラム策定と教材作成とを行い、日本側はこのワーキンググループに対し、必要な情報や知識を投入するという活動方法についても概略が定まった。当職は、カンボジア滞在中から、養成校校長や教官に対しワーキンググループによる活動を提案してきたが、当時は、ワーキンググループに関し、起草プロジェクトの経験から肯定的な意見が出る一方、一部の関係者からは教官の責任の所在があいまいになるといった批判や日本側で司法官職養成校のための教材を作成してほしいという依存的な希望も聞かれ、賛否両論であつた。しかし、校長を始めとする司法官職養成校関係者は、今回の研修で司法研修所の民事裁判教官室や法務総合研究所における法科大学院支援、検察官継続教育の在り方に触れ、ワーキンググループ方式、

すなわち関連する教官全員による協議においてカリキュラムや教材を作成することが、質の高い成果を得るために効率的かつ有益であるとの感触を得たようである。

また、日本側にとっては、カンボジア法曹教育の現場で活動する養成校校長及び教官らとの協議を通じ、彼らの置かれた厳しい状況を実感するとともに、支援の方向につき有益な情報を得る貴重な機会であった。

## 5. 今後の支援

これまでの活動を通じ、司法官職養成校支援の概略は固まりつつあり、今後は、支援内容の詳細について日本側と養成校側とで協議を重ねるとともに、双方において、それぞれ支援体制と受入体制を整備しなければならない。特に、プロジェクトの目標である司法官職養成校の自立的発展のためには、民事系科目担当教官を中心とするカンボジア側ワーキンググループが積極的に作業を進める必要があるが、その一方、民事系科目担当教官の多くが起草プロジェクトにも関与しており、どの程度の作業量が確保できるのかという懸念がある。したがって、プロジェクトの成功にとっては、日・カ双方の体制を整え、現実的かつ効率的な活動プログラムを策定することが肝要である。

そこで、法務総合研究所国際協力部では、本年11月末から約4か月間、関根澄子教官をJICA短期専門家としてカンボジアに派遣し、プロジェクト化に向けた準備活動を行う予定である。具体的には、関根教官がカンボジア側ワーキンググループの立上げに助力し、ワーキンググループとともに第1期生前期カリキュラムの見直し作業や作成すべき教材の候補を選定し、これと並行して、日本側においても実務法曹や大学教授をメンバーとする作業部会を立ち上げ、日・カ双方の協議によって、プロジェクトの詳細を確定する。このような作業を通じ、具体的な作業方法や作業量が明らかになり、現実に応じたプロジェクト形成が可能となるとともに、日・カ双方で、プロジェクトの目標や成果物への認識を共通化することができよう。

カンボジア側ワーキンググループ、日本側作業部会及び現地専門家の役割分担、本邦研修や現地研修の在り方等、今後、検討すべき事項は多い。しかしながら、膨大な時間と労力を注ぎ込んで完成させた民法及び民事訴訟法草案を活かし、カンボジアにおいて信頼に足る民事裁判制度を立ち上がらせるためには、司法官職養成校における実務法曹教育の充実が不可欠である点において、日本とカンボジアの問題意識は合致している。また、これまでの起草支援を踏まえ、カンボジアの実務法曹は日本からより多くのものを学びたいと期待している。日本の法曹教育や民事裁判実務で培われたノウハウを活かしてこの期待にこたえていきたい。

## 王立司法官職養成校資料

カンボジア・司法官職養成校支援（法曹養成強化）専門家  
法務総合研究所国際協力部教官 三澤 あずみ

### 1. 養成校の設置根拠と目的

#### (1) 根拠法令

司法官職養成校（以下、「養成校」という。）は、2002年2月5日発令の司法官職養成校に関するロイヤル・デクリー（ANUKRET）により設置が定められた。

#### (2) 監督

養成校は閣僚評議会の監督下にあり、財政的には経済・財務省の監督を受ける。2002年7月22日付けサブ・デクリー（PRAKAS）により理事会が設置されたものの、実際には理事長であるソク・アン上級大臣と常任理事を兼任するキム・サタヴィ校長の判断によって養成校は運営されている。

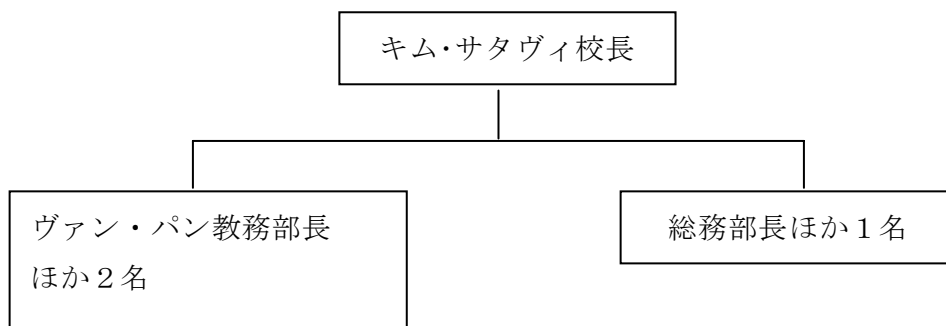
#### (3) 目的

養成校は、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育を実施する。また、クメール・ルージュ裁判の実施に備え、同裁判に関与する裁判官の研修も養成校の任務とされており、現在、その準備も行われつつある。

さらに、将来は、書記官、執行官及び公証人等、広く法律関係者の教育を実施する予定であるというが、詳細は未定である。

### 2. 組織

養成校の組織は以下のとおりである。



キム・サタヴィ校長は裁判官の資格と経験を有し、2002年4月29日付けロイヤル・デクリーにより任命され、理事会の監督下、養成校に関するすべての権限を有する。また、ヴァン・パン教務部長も裁判官としての資格と経験を有し、2004年1月に着任した。その他はすべて20～30歳代の若手スタッフであり、法曹資格はない。

### 3. 講師

15名の非常勤教官及び17名のインターンシップ監督者がいるが、専任講師はいない。これら32名はいずれも裁判官又は検察官であり、校長が作成した推薦名簿に基づき、ソク・アン上級大臣（養成校理事長を兼任）が任命した。

教官32名のうちフランス語を理解する5名は、養成校開校前である2002年10月21日から同年11月9日までの間、フランス国内（司法学院その他の機関）において、法曹実務教育に関する研修を受けた。この研修はフランス司法学院による技術協力の一環であり、UNDPの資金援助を得て行われた。

また、カンボジア国内においては、フランス人専門家により、2003年1月20日から同月31日までの間及び同年3月24日から同年4月2日までの間の2回にわたり、教官及びインターンシップ監督者に対し、判決起案及び捜査・公訴提起技術に関する実務教材準備についての研修が行われた。なお、教官及びインターンシップ監督者の一部は、2回目の研修に参加していない。

### 4. 研修生

第1期生は55名（女性6名を含む）、試験により選抜された者50名、政府推薦枠5名であり、全員法学士の学位を有している。

研修生には、月給300,000リエル（約75ドル）が支払われることになっているが、遅配されることもしばしばである。

### 5. カリキュラムと研修日程（スケジュール）

#### （1）現行カリキュラムの策定経緯

開校前、校長から教官に対し、各自が教授する（あるいは教授できる）科目と時間数を報告するよう指示がなされたものの、教官の一部は、養成校が大枠を示さなければ教授内容を定めようがないとして、明確な報告をしなかった。これは校長と教官の双方に、カリキュラムに関する知識や到達目標といった明確なビジョンが欠けていることに起因する。

最終的に、各教官が担当すべき科目及び時間数のみは開校直前に決定されたものの、研修日程自体はこの段階では確定されず、以後、毎週月曜日午前に開催される教務部定例会議で、翌週の日程の確定・不確定をチェックし、金曜日午後の会議で翌週の日程がすべて確定したことを確認するといった具合であり、毎週のスケジュールは直前まで確定せず、研修生に対しても研修日程表を配布できなかった。

#### （2）カリキュラムの現状

第1期前期研修第1～2モジュール（2004年11月～2005年4月実施）の研修日程を概観すると、第1モジュール（5週間）の実質授業時間（語学、コンピュータ演習、講演、自習、試験及び事務手続を除く）75コマ（1コマは1.5時間）

中、カンボジア人教官又は客員講師による授業（カンボジア人講師とドナーが共同で行ったものを含む）は37コマ（49.3パーセント）、第2モジュール（15週間）の実質授業時間192コマ中、カンボジア人教官又は客員講師による授業（同）は95コマ（49.5パーセント）であり、約半数の講義がドナーによって行われていることが分かる。

## 6. 民事関連科目の状況

養成校では、ドナーも民事関連科目の講義を担当しているが（ADBによる土地法トレーニング等）、ここではカンボジア教官による講義についてのみ言及する。

### （1）現行民事手続及び判決起案

最高裁判所判事であるソム・セレイヴット教官の担当である。

同教官は、関係法令集のほか、判決起案の手引きなど、比較的充実した教材を準備していた。同教官によると、これらはフランス文献のクメール語訳を参考にして作成したとのことである。また、同教官は、数例のケーススタディを準備して研修生に判決を起案させて添削するという方法を採用していた。

### （2）民事訴訟法草案

司法省付裁判官であり、日本が支援する民法・民訴法起草ワーキンググループのメンバーであるペン・ピッサリー教官の担当である。

同教官は、特に弁論準備手続について説明し、前期研修後半には、当職と共同で日本の司法研修所作成の「第一審手続ビデオ」を参考にしつつ、草案下の第一審手続について講義を行った。

### （3）家族法

控訴裁判所判事であり、上記ワーキンググループのメンバーであるユー・ブンレン教官の担当である。

離婚に伴う財産分与等の事例に即し、判決文の結論部分を省略したものを配布して研修生に結論を考えさせるなど、家庭事件の処理について実務的な講義を行っていた。

### （4）土地法

控訴裁判所判事であり、上記ワーキンググループのメンバーであるサリ・ティアラ教官の担当である。

同教官も、実際に生じた土地紛争を題材に実務的講義を実施していた。

### （5）総括

いずれの教官もカンボジアを代表する裁判官であり、その能力は高い。しかしながら、初年度ゆえの戸惑いや、多忙な業務の合間を縫って講義やその準備を行わなければならない現状、さらには、養成校側との信頼関係が希薄であることなどの事情から、十分な講義をなし得ておらず、そのことは各教官が強く自覚するところであった。

## 7. 問題点

### (1) カリキュラム

5- (1) で述べたとおり、開校前には、科目名と時間配分が定められたにすぎず、その内容や構成については全く検討されないまま第1期生前期研修が開始された。その結果、教官やドナーの申入れに応じ、頻繁にスケジュールが変更され、更には途中で予定が変更されるなどの混乱を招いており、教官の中には、準備不足のまま講義を行うことを余儀なくされた者もあった。

実際に講義を担当した教官からは、周到なカリキュラムの策定が必要との声のほか、教官間で意見交換の場を持ち、教えるべき事項についての共通認識をはぐくみたいとの意見もあった。これは、カンボジアにおいては、特に民事手続に関する法令が整備されていないため、裁判所ごとに実務が異なるのが実情であり、それをそのまま教授したのでは研修生の混乱を招くとの理由からである。

カリキュラムについては、教務部の担当であるべきだが、養成校においては校長、教務部長及び総務部長の間での権限分配があいまいであり、校長は細部にわたって自ら決定することを好むため、教務部は単に教官のスケジュール管理、教材管理に終始しており、カリキュラムを策定して実施する技術が低い。

本来、法曹教育の在り方としては、まず、研修生にどのような内容を、どの程度の分量で教えるかを定め(カリキュラム策定)、次に、その科目を担当する教官を定め(教官の任命)、時間割を定めるとの段階を踏むのが合目的的であろう。

したがって、校長と教務部長を中心とした養成校職員及び教官に、教えるべき科目と分量を確定することの重要性を認識させ、実施させる必要がある。

### (2) 教材

第1期生前期研修に際し、養成校側は、教官個人に対し、それぞれ必要な教材を作成するよう要請したが、各教官は、裁判官としての職務の傍ら講義の準備を行っているため、準備に必要な時間がとれなかったと述べている。また、教官の中には、自己の講義内容についても改善の必要を感じている者もあり、講義内容の策定及び教材作成に関するニーズは高い。

## 8. ドナーの支援状況と問題点

### (1) 現状

養成校は、開校前である2003年8～9月、各ドナーに対し、養成校に対する支援の可否とその内容を問い合わせるクエスチョネールを送り、同年9月30日の時点で、フランス(刑事法分野)、JICA(民事法分野、特に両草案)、ADB(土地法)、GTZ(女性の人権、特にドメスティックバイオレンス、人身売買)、UNICEF(子供の人権、少年司法)、ILO(労働仲裁手続)、EU(WTO関連)、IMPACS(メディア関連)、リヨン弁護士会(弁護士と裁判官)、WB(司法改革)、AUSAID(警察、行刑)、UNHCHR、カナダ大使館、イギリス大使館等が支援を申し出、多数のドナーが様々な形で養成校



を支援している。

上記のうち、養成校に専門家等を派遣しているのは、フランス及びオーストラリアである。

フランスは、養成校におけるトップドナーであり、開校に当たり施設改築を支援したほか、その後も人件費の一部等の財政支援を行っている。また、開校直前、教官及びインターンシップ監督者に対する研修を実施した。

支援の中心はミシェル・ボニュー氏（裁判官）であり、同氏は開校前である2001年から校長のアドバイザーを務めるとともに、理事会発足後は招聘理事に選任され、開校前後には教務部長的な立場でカリキュラム策定に携わり、更には、前期研修中、1週間に2回程度（各3時間）の割合で、研修生に対し、司法制度及び刑事法の基礎を教授してきた。

また、オーストラリアからは、ユース・アンバサダーとしてジョージア・ハーリー女史（弁護士）が、2003年9月から2004年7月までの1年間、養成校に常駐し、開校直前から、その運営及び事務遂行を支援している。同女史は、実質的にドナー間調整やカリキュラム実施などを引き受けており、事実上、養成校の職員さながらに活動している。その活動に関する評価は分かれるところであるが、養成校が混乱しながらも活動を継続し得たのは、同女史の存在によるところが大きい。

## （2）問題点

サタヴィ校長は、各ドナーに積極的に支援を要請する意向であり、今後もドナーの関与は増大する一方と予測される。しかしながら、各ドナーが相互に連携しているとは言い難く、それぞれの関心分野につき総花的に支援がなされている。他方、養成校に法曹教育に関する知識や方向性が欠落しているため、ドナーの申入れのうち「よさそうなもの」を場当たりの取り入れており、ますます学校としてのカリキュラムの体系性を失う結果となっている。

養成校は、準備不足のまま開校し、その不足を埋めるために各ドナーに大量の支援を仰ぎ、その結果、法曹教育に関するノウハウのみならず、学校運営までドナーに依存する体制が出来上がっている。換言すれば、サタヴィ校長がミシェル・ボニュー氏及びジョージア・ハーレー女史の助言に従って大綱を定め、それに従ってハーレー女史が各ドナー及び教務部を調整しつつ実現化のための事務作業を行ってきたのが第1期生前期研修であり、養成校はいまだ組織として自立的に運営されるに至っていない。養成校自身は、各ドナーがこぞって支援を申し出る状況を肯定的に捉えており、そのために教育の体系性が失われていることに気付いていない。

各ドナーが一時期に大量の支援を投入した結果、養成校には運営組織を拡充することへの意欲が乏しく、職員（7名のみであるが）の間には、困難が生じた場合にはドナーに依頼して解決するとの意識が浸透している。

また、実際、多数のドナーが養成校の要請に応じて、それぞれ支援プログラムを検討・準備しており、養成校支援において、各ドナーは法分野ごとに棲み分けており、今

後もその傾向は持続すると思われる。将来的に養成校におけるドナー間調整の必要性が高まることは必至であるが、肝心の養成校の組織があまりに脆弱であり、現時点においてドナー間調整や養成校運営全体を包括的に支援しようにもその受け皿が存在しないといっても過言ではない。

## 平成16年度カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修実施要領

平成16年7月16日  
法務総合研究所国際協力部

### 1 実施期間

平成16年9月6日（月）から同月15日（水）まで

### 2 研修を必要とする背景

カンボジアは、現在、荒廃した国土の復興及び民主化に取り組んでおり、同国政府は、特に、司法改革（法整備を含む）について、緊急課題として位置付けており、我が国に対して法整備支援を要請している。

法務省では、独立行政法人国際協力機構（JICA）の政府開発援助の枠組みの下、最高裁判所・日本弁護士連合会とも協力しながら、平成7年度以降、同国の司法省職員、裁判官、検察官等の法律専門家を招へいして国内における研修を実施し、さらに、同国政府からの民法及び民事訴訟法の起草支援要請に関し、JICAが平成10年12月に設置した民法・民事訴訟法各起草作業部会に委員を派遣するなどの協力をしてきたところである。

しかしながら、法の支配に基づく公正な社会の確立を実現するためには、成文法の整備だけでは不十分であり、これと並行して、諸法令を適切に運用できる裁判官等の法曹人材を育成することが必要である。この点において、カンボジアでは、法曹人口が少ない上、新たに法曹になろうとする者に対する実務的な教育の体制が整っていないため、質の高い法曹人材が十分とは言えない。

カンボジアにおいては、2002年2月5日発令の司法官職養成校に関するロイヤル・デクリーに基づき、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育等を実施する機関である王立司法官職養成校（以下「養成校」という。）が設置され、2003年11月から第1期前期研修が開始されたところである。

ところが、同校においてはカリキュラムの整備がなされておらず、そのため研修開始後に頻りにスケジュールが変更されるなどの混乱を招いている上、教えるべき事項について教官相互の間で共通認識を形成することもできない状況にある。また、教材についても、養成校は、各教官に対してそれぞれ必要な教材を作成することを要請して、主体的に教材作成を行おうとせず、他方で各教官は、裁判官としての職務の傍ら教官を兼任しているため、教材作成に必要な時間を確保することが困難な状況である。

そこで、法務総合研究所においては、上記養成校において、質の高い民事裁判教育が可能となることを目指し、我が国の民事裁判に関する法曹教育の経験に基づき、新しい教材の作成、養成校のカリキュラム及び指導方法の改善等に資する支援活動を行うこと

とした。そのため、本年1月末から国際協力部教官を短期専門家として同国に派遣してきたが、その調査結果を踏まえ、支援活動の内容を具体化するに際して、養成校の校長、教務部長、閣僚評議会メンバー、教官等の関係者を招へいし、我が国の法曹教育の現状や、最高裁判所司法研修所におけるカリキュラムや教材作成の方法を紹介した上で、これらの関係者ととも、現在の養成校のカリキュラムや教材の問題点を認識し、改善の方向を定めるための協議を行うことを目的として、本研修を実施するものである。

### 3 本研修の目的

カンボジアと同じ大陸法系国であり、かつ統一的な法曹教育を実施し成果を挙げてきた、我が国の最高裁判所司法研修所の民事裁判教育の方法、カリキュラム、教材を紹介するなどして、我が国の民事裁判教育についての知識を習得し、カンボジアにおける今後の法曹教育の在り方を検討するに際しての参考に供する。

### 4 研修員

養成校校長、教務部長、閣僚評議会メンバー、民事担当教官等合計7名。

### 5 研修の実施

内 容： 講義、研修員発表及び見学等

場 所： 法務総合研究所（東京、大阪）

講義時間： 午前 10:00～12:30、午後 2:00～5:00（適宜の休憩を含む。）

方 法： 日本語とクメール語の通訳（逐語）を介して実施する。

（注） 講義レジュメ・講義内容の記録は、研修成果物として保存する。

なお、これら成果物については、関係者の承諾を得た上、別に発表等を行うことがある。

## 平成16年度カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修日程表

[主任教官：関根教官・三澤教官，事務担当：窪田専門官・中川主任専門官]

月 日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00
9 / 月 6		オリエンテーション 日本の司法制度の概要 TIC 国際協力部長 田内正宏		13:30～13:50 所長表敬 赤レンガ共用会議室	日本の法曹養成制度の概要 国際協力部教官 三澤あずみ 赤レンガ共用会議室
9 / 火 7		日本の法曹養成制度の概要(前日の続き) 国際協力部教官 三澤あずみ 赤レンガ共用会議室	司法研修所訪問 司法研修所教官との意見交換 荒井勉事務局長・下田文男教官・松阿彌隆所付		
9 / 水 8		教材作成等について 法科大学院支援事務局付 秋山仁美	赤レンガ共用会議室	JICAとの法曹養成プロジェクトについての協議 JICA本部	
9 / 木 9		任官後の検察官教育の概要 研修第1部教官 松並孝二	赤レンガ共用会議室	日本弁護士連合会訪問 国際交流委員との意見交換	
9 / 金 10		最高裁判所見学		13:00～13:20 事務次官表敬	大阪へ移動
9 / 土 11		休み			
9 / 日 12		休み			
9 / 月 13		カンボジア側からの報告(現状と課題)及び国際協力部教官との意見交換 国際会議室		カンボジア側からの報告(現状と課題)及び国際協力部教官との意見交換 (午前の続き)	国際会議室
9 / 火 14		国際協力部教官との意見交換(前日の続き)		大阪地方裁判所訪問(法廷傍聴・実務修習見学) 司法研教官(民裁教官)経験者との意見交換 4FSR 第11民事部 小久保孝雄判事	
9 / 水 15		総括質疑応答・意見交換(又は資料整理)	OSIC		
9 / 木 16		帰国			

## 平成16年度カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修員名簿 / List of Participants

1		キム・サタヴィ
		<b>Ms. Kim Sathavy</b>
		Director, Royal School for Judges and Prosecutors (RSJP) 王立司法官職養成校校長
2		ヒー・ソピア
		<b>Mr. Hy Sophea</b>
		Professor at RSJP (Secretary of State, Ministry of Justice) 王立司法官職養成校教官 (司法省次官)
3		クラン・チェイレピー・トニー
		<b>Mr. Kranh Cheyleaphy Tony</b>
		Board of Directors, RSJP (Undersecretary of State, Office of Council of Ministers Members) 王立司法官職養成校理事 (閣僚評議会事務局次官補)
4		ソム・セレイヴット
		<b>Mr. Som Sereyvuth</b>
		Professor at RSJP (Justice/Supreme Court) 王立司法官職養成校教官 (最高裁判所判事)
5		ユー・ブンレン
		<b>Mr. You Bun Leng</b>
		Professor at RSJP (Judge/Court of Appeal) 王立司法官職養成校教官 (控訴裁判所判事)
6		ヴァン・パン
		<b>Mr. Vann Phann</b>
		Director of Teaching Department, RSJP 王立司法官職養成校教務部長
7		ペン・ピッサリー
		<b>Mr. Pen Pichsaly</b>
		Professor at RSJP (Judge/deputy director of international affairs department, Ministry of Justice) 王立司法官職養成校教官 (裁判官/司法省国際部次長)

## 【研修監理員/JICA CDN】

那須芳恵 (NASU Yoshie)

## 【研修担当/Officials in charge】

教官/Attorney 関根澄子 (SEKINE Sumiko), 教官/Attorney 三澤あずみ (MISAWA Azumi)

国際協力専門官/Administrative Staff 窪田浩尚 (KUBOTA Hironao), 主任国際協力専門官/Administrative Staff 中川浩徳 (NAKAGAWA Hironori)

## JICA 本部における協議

日 時：平成16年9月13日午後2時30分～午後5時

場 所：JICA 社会開発部会議室

出席者：(カンボジア側)

キム・サタヴィ	王立司法官職養成校校長
ヒー・ソピア	同校教官（司法省次官）
クラン・チェイレピー・トニー	同校理事（閣僚評議会事務局次官補）
ソム・セレイヴット	同校教官（最高裁判所判事）
ユー・ブンレン	同校教官（控訴裁判所判事）
ヴァン・パン	同校教務部長
ペン・ピッサリー	同校教官（裁判官／司法省国際協力部次長）

（日本側）

井上建	JICA東京業務グループ ガバナンスチーム
岡崎有二	同社会開発部長
木下俊夫	同部第一グループ長
森本康裕	同部第一グループ、ガバナンス・ジェンダーチーム長
鹿野綾	同部第一グループ、ガバナンス・ジェンダーチーム
小林清則	財団法人国際民商事法センター事務局次長
東村尚子	同事務局員
木村友則	日本弁護士連合会国際課
田内正宏	法務省法務総合研究所国際協力部長
関根澄子	同部教官
三澤あずみ	同部教官
中川浩徳	同部主任国際協力専門官
窪田浩尚	同部国際協力専門官

協議に先立ち、独立行政法人国際協力機構社会開発部の岡崎有二部長及び同部第一グループの木下俊夫グループ長から歓迎のあいさつがあり、続いて、キム・サタヴィ校長、法務省法務総合研究所国際協力部の田内正宏部長から次の発言があった。

（キム・サタヴィ）

これまでカンボジア司法省及び JICA、日本の法務省等の協力の下でカンボジアの法整備が進められて参りました。現在、新政府が民法及び民事訴訟法草案について審議しており、2005年に成立する予定です。カンボジア政府は、両法の施行後はこれらを運用する人材、つまり現職裁判官・検察官及び司法官職養成校研修生に対し、両法に関する研修

を行う必要があると考えております。そこで、いまだ両法が成立する以前の段階ですが、養成校においては、既に両草案の概要に関する講義を行っております。しかしながら、私は、JICA が、何を、どのように協力していただけるのか、明確に把握できておりません。そこで、本日は、この点につき協議できれば幸いです。

最初に、養成校の位置付けについて説明いたします。養成校は、カンボジア初の法曹養成機関であり、設立から2年が経過しましたが、今後も継続して運営されるべきものです。その任務は、裁判官及び検察官の候補である研修生を育成するとともに、現職裁判官・検察官の継続教育、クメール・ルージュ裁判を担当する裁判官の育成、商事裁判所所属裁判官の育成などがございます。将来的に書記官養成も養成校が担うことが政府の意向であるため、今後は書記官養成も視野に入れていく所存です。

養成校の発展と充実のためには、もちろん、私たちの自助努力が必要ですが、ドナーの支援が必要であり、日本の支援を是非ともお願いしたいと思います。

(田内法総研国際協力部長)

民法及び民事訴訟法草案が完成し、近い将来、法律としての成立が見込まれている上、司法官職養成校が開校して1年が経過した現在は、日本が支援を始めるにはよいタイミングと考えます。法務総合研究所としては、カンボジアにおいて、新民法及び新民事訴訟法を運用し得る人材の養成に協力したいと考えており、三澤教官に引き続き関根教官をカンボジアに派遣する予定にしております。その後も、必要に応じて教官を数箇月単位で短期専門家として派遣することを検討しております。

また、最高裁や日弁連とも前向きに協力したいと考えており、これら三機関が一致協力できるのは法整備分野ならではのことであると思いますので、他機関との協力体制を整えらるとともに、JICA の御協力を得てカンボジアを支援していきたいと考えております。

## 質疑応答

(日本側から質問)

それでは、プロジェクトに関し、養成校の皆さんからいろいろとお伺いしたいと思います。養成校では2003年11月から7月までの間、第1期生55名を受け入れて前期研修を行ってこられました。この研修における講義等の教育内容及び学校運営の双方に関し、どのような課題があるのでしょうか。また、それら課題について養成校としてはどのような対応策を考えておられるのか、日本に対してどのような支援を希望するかについてもお聞かせください。

(カンボジア側から回答)

まず、研修生の教育の概要を説明いたします。1期生55名は、将来、裁判官又は検察官になるべき者であり、その研修期間は2年間です。研修は、裁判実務に関する講義中心の前期研修(8か月間)、地方の裁判所における実務研修(12か月間)、専門的な業務に関する後期研修と任命・配属に関する卒業試験(合計4か月間)の三段階に分けられます。なお、実務研修中は、2週間ずつ2回にわたり、養成校に戻り、集合研修を行います。研



修生の任官については、司法官職高等評議会が人事権を有しておりますが、養成校が評議会に対し、任命や配属に必要な情報を提供いたします。

養成校が抱える問題点の一つは、常勤教官がないことです。12名からなる教官委員会を設置し、ヒー・ソピア教官、ユー・ブンレン教官、ペン・ピッサリー教官はその委員ですが、教官は、司法省サブコミッティ委員、大学講師等の業務も行っているため、大変忙しいのです。そのため、各教官の時間調整が難しく、適正な順序で講義を実施できないのが現状です。また、教官を集めているいろいろと協議したいのですが、皆忙しいのでこれも困難です。そこで、解決策として、卒業した1期生の中から3～5名、更に2期生の中からも3～5名を選抜し、養成校の常任教官とすることを検討しております。

また、教官のレベル向上のため、外国人講師にトレーナーズ・トレーニングを依頼しており、これまでに5回実施しました。さらに、前期研修では、延べ39名の外国人講師に、研修生に対する講義をお願いし、各国の法制度等を紹介していただきました。カンボジア法制度についてはカンボジア人教官が講義を行っています。このように外国人講師に頼った状態は自立発展性の面から望ましくないことは承知しており、将来的には、教官を養成するグループを設置し、お互いにレベル向上を図れるようにしたいと思っております。

なお、研修生の受入れは2年に1度であり、各期の人数は、司法省及び司法官職高等評議会が裁判官・検察官の必要数に応じて決定いたします。

(質問)

教官の不足の原因は、教官に値する人材がないことでしょうか。それとも予算上の問題でしょうか。

(回答)

養成校教官の条件は、法学士であること、高い倫理観と能力、豊富な経験を備えていることです。常勤教官になりたがる者がほとんどいないのが現状です。

(質問)

先ほど外国人講師の講義について説明されましたが、それは国際援助として行われているのでしょうか。

(回答)

はい、国際協力の一環として実施しています。

外国人講師はレジユメを準備してくれますが、カンボジア教官は時間の問題もあり、準備する者とそうでない者とがおります。

(質問)

教材準備等、講義の実施面での問題はお有りでしょうか。

(回答)

養成校では、原則として講義を担当する教官がそのレジユメを作成することとしております。ところが、今、説明しましたとおり、カンボジア人教官の中には時間がないためにレジユメを準備しない者がおります。

(質問)

次に、現職裁判官及び検察官の継続教育の内容やその課題についてお伺いします。

(回答)

それは研修生に対する教育よりも困難です。なぜなら、現職裁判官の能力が均一ではないので、一つのクラスで受講させることが適当ではないからです。また、長期間にわたる研修を希望する者もいれば、2週間程度の研修でよいという者もありますが、裁判官としての業務との兼ね合いから研修期間の設定も難しい問題です。さらに、適当な教官がいらないという問題もあります。教官の問題については、フランス人専門家から、カンボジア人教官が講義した方がよいと助言を受けました。

これまで2週間の研修を3回実施したにすぎませんが、今後改善して各裁判所にふさわしい人材を育てたいと考えております。

(質問)

教官不足の問題についてですが、現職裁判官及び検察官から将来の教官を任命するという方策は考えられないのでしょうか。

(回答)

現職裁判官及び検察官は教官となることを希望しませんので、研修生の中から任命する方が実現の可能性が高いと考えています。この点に関し、フランス人専門家からは、教官は、裁判官としての業務と教官としての業務を半々で行うのがよいとの助言を受けました。

(質問)

その助言は、どのような理由に基づくのでしょうか。

(回答)

裁判官としての実務にも継続的に従事すべきという考えからです。

(質問)

なぜ、現職裁判官や検察官は、養成校の常勤教官となることを好まないのでしょうか。

(回答)

それには多くの理由があります。カンボジアの復興が始まったころの裁判官数は50名程度でした。その後、裁判官に任命された者の多くは留学経験者でした。したがって、現職裁判官は裁判実務を知っていても教官としてのノウハウがなく、教材を作成できないのです。また、司法官職養成校の設置後も、教材作成に関する十分な指導を受けておりません。フランスのボルドー校や日本から若干の指導や支援を受けていますが、教材作成は短期間でできるものではなく、法曹養成のための充実した教材であればなおさらです。また、新たに教官を任命するための予算が不足しているのも事実ですし、地方に住んでいる裁判官がプノンペンの養成校で教官になろうとすれば、住居や家族等の問題が発生します。

ところで、養成校は多くの問題を抱えています。現在、約200名の現職裁判官及び検察官が継続教育を受けておりません。養成校第1期生55名が任官しても、今後、定年制度が導入されれば内戦前からの裁判官の多くが退職するでしょうから、今後も裁判官の不足は続くでしょう。したがって、1期当たり55名では少なく、もっと多くを入学させる

べきです。ところが、裁判官の待遇が充実されなければ、裁判官を目指して養成校に入学する者がいなくなるおそれがあります。さらに、入学者を増やそうにも設備の問題があります。現在、養成校は行政官養成校の敷地建物を分けてもらっており、教室が不足し、模擬法廷もありません。

次に、日本が支援してくださった民法及び民事訴訟法草案は、カンボジアの法律家にとって非常に新しいものです。ですから、1期生が卒業後すぐに両法を運用できるか否か疑問です。現在、日本人専門家とともに定期的に地方を巡回し、新民事訴訟法に関する2日間のセミナーを実施していますが、概略を説明するにとどまっており、実務的事項まで深くは教えられていません。現職裁判官及び検察官に対しても新法に関する本格的な研修が必要であり、定期的に養成校に集めて研修を行うべきと思います。

さらに、新民事訴訟法の施行に伴い書記官や執行官の養成も必要であり、日本の法務省の協力を得たいと考えております。

私は司法省の起草ワーキンググループのメンバーとして、最初の段階から両草案の起草にかかわってまいりました。それでも私自身、新民事訴訟法を100パーセント運用できるかと問われると不安なのです。ですから、養成校の教官を育成するために、日本の学者の先生方や専門家に是非とも講義をお願いしたいのです。

(質問)

養成校には多くのドナーがいると聞いておりますが、ドナー間の調整はどのようになっているのでしょうか。

(回答)

海外から来ていただく外国人講師には一般的な法知識やコモンロー制度、知的財産権等に関する講義、裁判官倫理、裁判所運営等、万国共通の事項に関する講義をお願いし、カンボジア国内で活動するドナーの講師にはカンボジア法を教えていただくようお願いしています。

校長と秘書役のスタッフ2名がドナー間調整を担当し、提携するフランス司法学院との折衝を行っておりますが、確かにドナー間調整は難しい問題です。

(質問)

養成校として、JICAに対しどのような協力を期待しておられますか。

(回答)

カリキュラムの策定や教材の作成、そして教官の派遣をお願いしたいと思います。さらに、養成校では実務研修中に研修生を海外に派遣することを考えており、既にオーストラリアとフランスに4～5名の研修生を受け入れていただいています。そこで、日本の裁判所でも研修生を受け入れていただけないでしょうか。以前、この件に関して三澤教官に相談したところ、言語の問題等から難しいとの意見を頂いたのですが、受入れを認めていただければ幸いです。

(日本側から JICA の支援方針について説明)

ここで JICA の支援哲学について御説明いたします。JICA は、援助国の自立発展能力の

向上を支援することが目標であり、養成校支援においても、カンボジア人教官がカリキュラムや教材を作成できるよう支援するものであり、これら教官の業務を代替するものではありません。JICA としては、養成校が、中長期的にその組織的メカニズムを構築し、自ら発展していくことが重要と考えております。そこで、今後の協力内容については、このような理念に基づき、JICA カンボジア事務所とも協議の上、検討する所存です。

(日本側から意見)

日本は1873年にフランスからボアソナードを招へいし、フランス法を取り入れました。日本人はそれを持続発展させようと努力しましたが、法制度が整備されるまで20年を要したのです。つまり、法制度の確立は一朝一夕には困難ですが、カンボジアが自立発展と組織的体制の構築を目指し、将来的にはカンボジア人教官が自国の法制度を研修生に教えるようにしなければならないと思います。

今後の進め方としては、JICA とカンボジア側とが支援の内容を十分に協議して明らかにし、プロジェクト形成の段取りや予定を立てていただくのが効率的と思われる。また、カンボジア側でも、日本の司法研修所の民事裁判教官室のような、カリキュラムや教材を作成するためのグループを形成し、日本のインプットを受け入れる体制を整えていただくようお願いいたします。

(カンボジア側から意見)

現在、カンボジアでは裁判官が不足しており、法律的素養がないのに裁判官に任命された者もおります。つまり、現職の裁判官や検察官が養成校教官になることに躊躇するのは、自分たちが養成校のような教育機関で教育を受けた経験がないため、教え方が分からず不安だからなのです。

これまで民法及び民事訴訟法草案に関し、頻繁に協議を重ねてまいりましたが、条文解釈は難しく、今でも日本の先生方に質問して教えていただくことが度々です。つまり、私たちにも自ら努力したい思いはありますが、なお支援を要するのが現状なのです。両草案はカンボジアの社会事情に合わせて作成されていますが、日本法の影響を受けています。永続的に支援を求めるという意味ではなく、カンボジアが自立するまでは支援をお願いしたいのです。

養成校は人材不足に加え、設備や予算も不足しているため学生の数を増やせないという課題を抱えております。しかしながら、法曹養成が立ち後れると社会に不公平をもたらしてしまうでしょう。両草案の施行を成功させるため、是非とも人材育成に対する支援をお願いいたします。

(カンボジア側から質問)

JICA には、養成校における民事裁判教育に関し、講師、教材、設備をセットで支援していただけるとよいと思います。その際、日本人講師の報酬や教材作成費、設備予算も含めていただければなおよいと思います。この場で JICA の支援内容を示していただくことは可能でしょうか。

(日本側から回答)

この場で直ちに支援内容を定めることはできませんが、JICAにおける短期的取組及び中長期的取組については、現地事務所とも十分に協議の上、プロジェクトの枠組みや内容を確定させる予定にしております。

本日は、長時間にわたり、積極的に御意見をいただきありがとうございました。

## 法務総合研究所国際協力部における意見交換

日 時：平成16年9月13日午前11時30分～午後5時

場 所：大阪中之島合同庁舎2階国際会議室

出席者：(カンボジア側)

キム・サタヴィ	王立司法官職養成校校長
ヒー・ソピア	同校教官（司法省次官）
クラン・チェイレピー・トニー	同校理事（閣僚評議会事務局次官補）
ソム・セレイヴット	同校教官（最高裁判所判事）
ユー・ブンレン	同校教官（控訴裁判所判事）
ヴァン・パン	同校教務部長
ペン・ピッサリー	同校教官（裁判官／司法省国際協力部次長）

（日本側）

井関正裕	関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士
小原正敏	大阪弁護士会副会長
田内正宏	法務省法務総合研究所国際協力部長
工藤恭裕	同部教官
丸山 毅	同部教官
関根澄子	同部教官
三澤あずみ	同部教官（司会）
伊藤 隆	同部教官

（司会：三澤あずみ教官）

本日は初対面の方もおいでになりますので、意見交換に先立ち皆様からそれぞれ簡単な自己紹介を頂きたいと思います。

（日本側の自己紹介は省略）

（司会）

どうもありがとうございました。次にカンボジア王国王立司法官職養成校の皆様から自己紹介を頂きたいと思います。その際、教官の皆様は、御自分が担当する科目についても簡単に触れていただければ幸いです。では、サタヴィさんからお願いいたします。

（キム・サタヴィ）

田内部長を始め国際協力部の皆様、こんにちは。私は、現在、王立司法官職養成校校長ですが、元は裁判官でございます。養成校では教えておりませんが、今までに法学部等で教えたことがあります。今回の研修では、暖かく受け入れていただくとともに、準備の整った研修内容を用意して下さり、ありがとうございました。

(ヒー・ソピア)

私はヒー・ソピアと申します。司法省次官でございます。私は1993年からカンダル州裁判所長を務め、1999年から民法・民事訴訟法起草ワーキンググループのメンバーとなり、研修のため度々来日いたしました。

私は、1994年からは、夜間、カンボジア国立大学法学部で教鞭をとり、1996年からは私立大学でも教えております。また、カンボジアの弁護士養成校でも教えており、司法官職養成校の設立後は、そこでも刑法と刑事訴訟法を教えております。カンボジアでは法律の講師が不足しておりますので、私は刑法を教えたり、民法を教えたり、様々です。

私が司法省次官になったのは本年7月15日であり、ユー・ブンレン控訴裁判所判事、イ・ダン司法省次官、モン・モニチャリヤ最高裁判所判事の協力を得ながら、民法・民事訴訟法草案に関する国会答弁を担当しております。

今回、私は司法省次官としてではなく、養成校教官として日本に参りました。

(クラン・チェイレピー・トニー)

皆様、こんにちは。私はトニーと申します。私たちを暖かく受け入れてくださってありがとうございます。私は以前フランスに住んでおり、そのころ法律を専攻しました。1993年にカンボジアに帰国し、以後、閣僚評議会で勤務し、最近、閣僚評議会事務局次官補に就任しました。

(ソム・セレイヴット)

私はソム・セレイヴットと申します。1988年にカンボジア最高裁判所判事に就任いたしました。また、最高裁判所の判例集作成のメンバーでもあります。私は1993年から94年までの1年間、フランス司法学院で研修を受けたことがございます。

私は、自ら希望して司法官職養成校の教官となりましたが、教えた経験がありませんので、フランスでの1年間の研修や今回の研修で、教官としての心得を知ることができました。養成校では裁判官の役割と判決起案を教えております。

(ユー・ブンレン)

ユー・ブンレンと申します。1986年に大学の法学部を卒業した後、司法省職員になり、93年に控訴裁判所判事に就任しました。日本にまいりましたのは、今回で7回目であり、最初の来日は1996年でした。しかし、大阪に来たのは今回が初めてでございます。

私が司法省に入省した当時は、法律を教えられる者がほとんどおりませんでしたから、私は、入省後間もなくして教える立場になりました。私は、行政官養成校でも民法及び民事訴訟法を教えており、司法官職養成校と大学の法学部でも同じ科目を教えております。養成校では、特に家族法を教えております。

(ヴァン・パン)

私はヴァン・パンと申します。1992年に最高裁判所判事に就任し、1994年、生まれ故郷であるカンポット州裁判所判事となりました。1995年から21か月間、フランスの国立司法学院に留学生として派遣されました。帰国後、2004年までカンポット州裁判所判事を務め、現在は、養成校の教務部長でございます。

(ペン・ピッサリー)

ペン・ピッサリーと申します。1985年、司法省に入省し、8年間ほどモスクワで勉強いたしました。2002年、JICAの留学生支援事業により名古屋大学に留学する機会を得ました。帰国後、裁判官に任用され、民法・民事訴訟法起草ワーキンググループのメンバーとなりました。現在、私は司法省国際協力部次長であるとともに、養成校教官として民事訴訟法草案、特に第一審手続を教えています。その他、私立大学法学部でも民法及び民事訴訟法を教えております。

## 質疑応答

(司会)

それではサタヴィ校長のプレゼンテーションに対する質疑応答と意見交換を始めます。整理のため、議論を養成校の運営面と教育内容の二つに分けたいと思います。両方にまたがる事柄もございましょうから、厳格に分ける意図ではございません。午前中は12時30分までなので、あまり時間がありませんが、サタヴィさんから運営面についての的確なプレゼンテーションを頂きましたので、これに関し、御質問や御意見を頂きたいと思ます。

(日本側から質問)

研修生の進路についての質問です。第1期生55名の中には裁判官になる者と検察官になる者が混ざっていると考えてよろしいでしょうか。

(回答)

そのとおりです。

(質問)

両者はいつの時点で分けられるのでしょうか。

(回答)

研修生の進路は、卒業時に何名の裁判官と検察官が必要とされるかによります。おそらく後期研修時になると思いますが、司法官職高等評議会が、研修生の能力や意思を尊重しつつ、裁判官と検察官をそれぞれ任命します。

(質問)

プレゼンテーションを拝聴し、皆さんが、養成校を立ち上げの困難な時期に、情熱をもって継続的に対処されていることがよく分かりました。

養成校の運営につき全般的な質問があります。養成校には多くのドナーが入っているようであり、日本が支援するとすれば、他のドナーと協力したり、意見交換したりしながら実施しなければならないと思います。そこで、養成校は、日本に対し、運営面に関してどのような期待をしておられるのでしょうか。特に、今回の研修で司法研修所を訪問されて、日本の長所はどの点にあるとお考えでしょうか。

(回答)

カンボジア政府は、養成校を設立するに当たって十分な予算を捻出できず大変悩みまし



た。ですから、そもそも養成校はドナーがいなければ成り立たないのです。家族がそれぞれの病気を正直に打ち明けるように、私は、皆様に養成校の状況を率直にお話しようと思えます。

まず、養成校にとっては、フランスが最初の、そして最大のドナーであり、設備費や人件費等の一部につき支援を受けています。そのほか、UNDPからは教官養成セミナーに関する教官の交通費と報酬、教材作成費の支援を受けています。JICAからは三澤教官の派遣のほか、印刷した民法・民事訴訟法草案の寄付を受けました。養成校には多くのドナーがおりますが、これまでその調整について大きな問題は起きていません。養成校の運営に当たっては理事会が権限を持っておりますから、養成校の方針を決定するのは理事会であってドナーではありませんし、ドナーが私たちに代わって養成校の仕事を行うことはありません。日本との協力関係も同じです。

司法研修所を訪問しての感想ですが、全体的に大変素晴らしいと感じました。私は、日本の法律家は知識が深く能力が高いという印象を持っています。司法研修所の詳細なプログラムは存じませんが、そのような素晴らしい法律家を養成できるということは、司法研修所の教育内容が素晴らしいからだと思えます。そして、技術的な事柄ではありませんが、私たちが司法研修所を訪問したときは休憩時間であり、修習生の皆さんは外で休憩しておりましたが、その様子が大変秩序正しいと感じました。1, 200人も修習生がいるそうですが、それが全く混乱しておらず、素晴らしいと思えます。

(昼食休憩の後、再開)

(司会)

午後の意見交換を開始いたします。午前中に引き続き養成校の運営面について、会場の皆様から、御質問や御意見を頂きたいと思えます。それに先だって、参考までに、先週 JICA 本部で実施した協議の概要を御紹介します。

(JICA 本部における協議の概要を紹介～省略)

(日本側から意見)

支援の在り方につき私の感じたことを申し上げます。

まず、日本に何ができるか、あるいは何のために日本が支援を行うのかを考えた上で支援内容を組み立てていくべきだと思います。JICA 本部との協議で説明があったかもしれませんが、JICA 専門家を経験した立場から申しますと、JICA は財政のみの支援は行いません。何かしらの支援活動が計画され、JICA がそれを意味あるものと認めれば予算が付くという仕組みです。この決定権は法務総合研究所ではなく、JICA にあります。

この観点からすると、カンボジアにおいて日本が最も得意とするものは、民法及び民事訴訟法の教育に関する分野の支援ではないでしょうか。日本の学者の先生方等の協力も得て、民法及び民事訴訟法についてどのようなカリキュラムで教育していくのか、そのカリ

キュラムに基づけばどのような教材が必要になるのか、そのためにはどのような資料が必要か、それらをだれが作成し、だれが教えるかという事柄について支援計画を作成するのがベストだと思います。これは私の個人的な印象にすぎませんが、こういう方法で進めることについて何か問題があれば、カンボジアの皆さんに教えていただきたいですし、日本側からもほかの御意見を頂きたいと思います。

(司会)

今の点について、実際に民事を教えておられる教官の方々の御意見をお聞かせください。

(カンボジア側から意見)

御意見に賛成です。現在、カンボジアでは、民法及び民事訴訟法に関する古い法令を使っております。1979年にポル・ポト政権が崩壊した後、新しい法律ができましたが、その数は多くありません。日本の支援により起草された民法及び民事訴訟法草案ははまだ成立しておらず、成立までにはいくつかの条文の修正が必要です。

ところで、養成校は新しい学校であり、校長にとっても教官にとっても初めての経験であるため、多くの課題があります。その一つは、カンボジアの法学部生の能力と日本の法学部生の能力は大変違っており、現在の養成校研修生の中には民法及び民事訴訟法を理解していない者がいることです。つまり、同じように大学を卒業して試験を受け、養成校に入っているにもかかわらず、研修生の能力がまちまちなのです。

私の考えでは、研修生の時期に新民法と新民事訴訟法をしっかり学ばせるべきです。教官は、彼らが卒業して裁判官に任官したときに、実際の事案について、どのような事実を認定して、どの条文を適用すべきかをしっかり教えるべきです。現在のカリキュラムでは、時間数は多いのですが、内容が充実しておりません。特に、民法及び民事訴訟法草案を十分に教えられておりません。2期生からは、カリキュラムや時間割を作り直し、民法及び民事訴訟法の教育内容を充実させるべきです。ただ、新民事訴訟法の実務については、私たち起草ワーキンググループのメンバーも完全に理解してはいないという問題があります。

また、研修生だけではなく現職の裁判官と検察官にも新民法と新民事訴訟法を理解させなければなりません。両教育を計画的に実施しなければ、両者のバランスが崩れてしまうでしょう。そして、現職裁判官に両法の内容を教え込むには、計画的な研修が必要です。つまり、養成校を卒業して任官した後も、段階的に養成校に戻して新民法と新民事訴訟法に関する研修を行うのです。

そのためには教材を作成しなければなりません。今から教材作成に取り掛からなければ2期生の授業には間に合わないと思います。それに研修生に渡す教材だけでなく、教官用の参考資料も必要だと思います。参考資料があれば、新任教官であっても教えるべき内容を理解できるからです。そして、これから裁判官、検察官になる研修生のための教材に加えて現職裁判官のための教材も必要であり、これらを作成するためのワーキンググループを設置して日本の専門家と協力しながら作業するのがベストだと思います。

次に教授法についてですが、経験豊富なベテラン教官であれば、一人で授業内容を組み立てることができますが、経験の浅い教官や新任教官に対しては、日本の先生方がバックアップしたり、日本人専門家が研修生に直接教えたりしていただきたいのです。なお、現

職裁判官の継続教育については、二つ程度のレベルに分けた方がよいと思います。正直に申し上げますと、カンボジアの最高裁判所の裁判官は高齢である上、旧法の運用に相当慣れているので、若い裁判官に対するのと同じように、新民法や新民事訴訟法を教えることは難しいと思います。

今、申し上げたことの実現には技術が必要ですし、予算も掛かります。例えば、研修生の手当ではそれほど多くありませんから、研修生に教材購入費を支払わせたのでは負担になります。このような予算上の問題があります。

校長のプレゼンテーションの中で、1期生のうち優秀で意欲のある者を教官として養成したいという話がありました。付け加えれば国内で勉強させるだけでなく、海外でしっかり勉強させていただきたいと思います。

(日本側から質問)

関連して2点伺いたいと思います。一点目は、難しい質問かもしれませんが、新民法と新民事訴訟法の施行はいつごろでしょうか。つまり両法の施行に備えて裁判官等の教育に充てられる時間的余裕はどれくらいでしょうか。

二つ目の質問ですが、教材作成のためのワーキンググループを設置するというカンボジア側の御意見はそのとおりだと思いますが、現在の教官の皆さんは、それぞれ別に御自分の仕事を持っていて非常に忙しいと伺っています。しかも起草ワーキンググループに入っている方もいる。そういう状況で、教材作成ワーキンググループのメンバーになり得る方がどの程度見込まれるのかという点です。

(カンボジア側から回答)

一つ目の御質問ですが、国の計画では、両法案は2005年末に成立する予定です。ただ、先日、私たちが民法部会の先生から伺ったところ、JICA、ADB及び世界銀行で民法草案と土地法に関して調整した結果、民法草案のいくつかの条文が修正されることになったそうです。そうすると、審議済みの部分をもう一度審議しなければなりませんので、計画よりも2～3か月は長くかかるのではないのでしょうか。

(カンボジア側から回答)

現在、両法案は閣僚評議会に提出され、既に民事訴訟法案の審議が終了し、民法は約800条が審議を終えました。民法部会の先生方からは、本年11月ころ、民法草案の修正案骨子が完成すると聞いております。なお、附属法令・制度の整備との関係で、適用は施行より1年遅れることになります。

第2期生は2005年11月に入学しますので、そのときに新民法と新民事訴訟法を教えることができればよいと考えております。新民法と新民事訴訟法ができなければ、養成校では現行法しか教えることができませんので、私の考えでは、第2期生からは両方を教えるべきだと思います。

次にワーキンググループについて申し上げます。確かに今までは私たちのような一部の者が、多くの委員会やワーキンググループのメンバーになっていますが、私たちしかできないという状況は望ましくなく、新しいメンバーを募って育てていきたいと思います。ペン・ピッサリーさんのような若手の裁判官や検察官が20～30名ほどおりますから、私

の考えでは、そのうちプノンペン近郊に住んでいて意欲のある者をメンバーにすればよいと思います。校長の考えにもよりますが、校長が彼らを司法高等官職評議会に推薦すれば、何らかの省令で彼らをメンバーとすることができるでしょう。ワーキンググループの構成については、校長の意見も聞きたいと思います。

(カンボジア側から回答)

教材に関して幾つか申し上げたいことがあります。養成校研修生が民法及び民事訴訟法を学ぶことについて、成立していない草案段階のものを教えるべきではないとの意見もありますが、私はやむを得ないと思います。草案であってもこれらを教えなければなりませんし、草案を一部修正して法律として成立するのであれば、そのとき新たに対応することになるでしょう。JICA に支援していただいて、教材の作成や養成校での教育について考えていきたいと思います。

(司会)

先ほどの質問に関し、付け加えて説明いたします。カンボジア民法・民事訴訟法草案においては、施行期日のほかに適用期日という概念が設けられており、両法が実際の事案に適用されるのは施行後1年とされています。したがって、現在のスケジュールでは2005年末に両法案が成立した場合、両法が実際に適用されるのはその1年後である2006年末になります。カンボジアでは、施行日を法律で自由に定めることができないため、このような方策がとられています。

(日本側から意見)

私たちとしては、日本が起草に協力した民法及び民事訴訟法草案に基づいて養成校に対する支援を実施したいと考えており、この点については日本とカンボジアの考えは一致しております。その支援の一環として充実したカリキュラムを策定し、それに基づいて教材を作成することについても日・カの考えは一致しております。さらに、民法及び民事訴訟法草案についての講義内容も考えていかなければならないと思います。

JICA 本部との協議の際にも話題となりましたが、カンボジア人教官の方々が両法を教えることが最も望ましく、将来的にはカンボジア人教官が育っていくことを目標とする。JICA では、他の国において、カリキュラムやシラバス、教材の作成を支援しておりますので、カンボジアにおいても同様の支援は可能であると思います。ただ、教材にしろ、カリキュラムにしろ、作成には時間がかかりますが、それほど多くの時間的余裕はありませんので、効率的に進めることが重要でしょう。

次に、司法研修所での講義にあったように、日本の司法研修所では民事裁判を担当する教官が民事裁判教官室というグループを作り、そのグループの協議、つまり教官会議でカリキュラムや教材を作成しています。大体、前年度のうちに翌年のカリキュラムを教官会議で採択しています。ですから、私の希望としては、カンボジアにおける民事裁判教育についても、民事を担当する教官の合議によってカリキュラムや教材を作成してほしいのです。これは、知恵を集めるという意味でも大切ですし、民事科目全体の整合性をとる上でも重要だろうと思います。これらの作業をするための民事裁判担当教官のワーキンググループを設置することが必要でしょう。ただ、そのワーキンググループと起草ワーキンググ

ループのメンバーが全く重なっていて、かつ少人数となると、時間的に厳しくなりかねないという懸念があります。また、次世代の教官を育てるためにも固定された少人数のワーキンググループでは不十分だと思います。この点は JICA としても、支援を開始しても、カンボジア側ワーキンググループが少人数で多忙であれば、日本側の投入を十分に受け止められないのではないかという懸念を持っていると思います。したがって、日本が養成校に支援を実施するに際しては、充実した受入体制を作っていただきたいと思います。

次に、教材については、日本側は、民事訴訟の進め方や判決の書き方などに関する教材、判決起案演習のための事例集の作成を考えておりますが、カンボジア側からも具体的な要請を頂き、協議を経て合意を形成しないことには、JICA も支援対象を決められません。できるだけ早く具体的な合意を形成したいと思います。

(休憩の後、再開)

(司会)

教材やカリキュラムの在り方、ワーキンググループや教材作成の在り方について御意見を頂きました。そこで、この点について、更に意見交換を続けたいと思います。

(日本側から意見)

日本の司法研修所でも、実際に教壇に立つ人、つまり教官が、教えるべき内容を踏まえて教材を作成しています。ですから、養成校の教官の皆さんがワーキンググループに関与し、何を、どういう順序で教えるかを協議しながらカリキュラムを作成し、それを実現するためにどのような教材が必要かを協議しながら作成することがよいと思います。もちろん、その過程で日本の専門家の助言が必要でしょうし、それについては日本側も様々なやり方を考えています。大切なことは、カンボジア人教官の皆さんにとって、継続的な使用に堪えるような教材を作成することだと思います。今の時期は、教官の皆さんが1期生に教えた直後であり、改善のアイデアをそれぞれ持っていらっしゃると思います。そのアイデアを活かすためにも教官の皆さんに関与していただくことが重要でしょう。

一方、現在の教官だけでは人数が少なく、しかもお忙しいので負担が大きいというのも事実だと思います。先ほど司法官職養成校の教官がおっしゃっていたように、若手の裁判官や検察官をメンバーとして迎え、一緒に作業するのも一つのアイデアだと思います。また、第1期生の中から教官を任命することも一策だと思います。ワーキンググループの在り方については幾つかの方法が考えられますので、その中でどれが現実的かについて議論する必要があると思います。カリキュラムの在り方や作成すべき教材、ワーキンググループの構成について具体的なお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

(司会)

非公式なアイデアで構いませんので、案がお有りでしたら教えてください。

(カンボジア側から意見)

ワーキンググループに関しては、三澤教官がカンボジアにおられたときにも話し合い、そのメンバーや役割について日本側のお考えに異議はありません。ワーキンググループに

若手の裁判官や検察官を入れることについても賛成です。

(カンボジア側から意見)

私は民法及び民事訴訟法草案起草ワーキンググループのメンバーではなく、ワーキンググループというものに参加したことはありません。しかし、両草案に高い関心を寄せており、両草案の審議状況について同僚等から情報収集したり、特に、民法草案については何度か目を通したりしております。個人的には両草案とも素晴らしいと思いますので、必ず成立することを願っています。

ところで、私が最も心配するのは、民事訴訟法草案です。カンボジアにとって新しい方式が採用されますので、高齢の最高裁判事は理解できるでしょうか。また、どのようにすれば養成校研修生に十分に理解させられるでしょうか。新民事訴訟法を実際に運用するのは大変難しいと思います。現在、新民事訴訟法を理解している人は大変限られており、将来、運用するには人数が不足しています。ですから、養成校は、新民事訴訟法について、現職の裁判官に研修させることも必要ですし、研修生に対しても教えるべきです。それは一時的なものではなく、時間をかけて徐々に理解させる必要があると思います。

先ほど説明があったように、両草案が法律として成立するのは2005年末で、実際に運用されるのは2006年末です。養成校の教官にとって、この1年間に現職裁判官、検察官及び養成校研修生に新民事訴訟法の内容を教えるのは大変な負担です。私たち教官の中にも、新民事訴訟法を十分に理解していない者がいますので、どうやって教えたらいいのか分からないのです。また、民法及び民事訴訟法起草ワーキンググループのメンバーであっても、実務において新法を適用した経験がありませんから、教えるにも限界があります。

したがって、実務経験の豊富な日本の裁判官が講師となり、カンボジアの裁判官に民事裁判の実務を教えていただきたい。また、養成校の研修生に対しても、日本の裁判官が教えていただければ心強いと思います。一般的に、カンボジア人はカンボジア人教官よりも外国人教官を高く評価します。こう申し上げると一部の教官に不快感を与えるかもしれませんが、これが事実です。さらに、両草案の内容だけではなく、判決の書き方も教えていただきたいと思います。

ところで、私は、先生方が、カンボジアで開催された新民事訴訟法に関するセミナーに参加したことがあります。そのセミナーは期間が限られていたため、先生方は、早いペースで講義をされました。そのため、私も含めて完全に理解できなかった者がおりました。そこで、日本の先生方が、カンボジアで私たち裁判官に教えてくださるときに、事例を使っただけであれば、更に理解しやすいと思います。私たちが養成校で教えるときも、そのようにしております。

養成校のワーキンググループの設立については、私は全面的に賛成です。

(カンボジア側から意見)

教材作成等については、先輩裁判官が多く意見を述べましたので、私はそれについてではなく、自分の経験に基づく問題点についてお話しします。

私が養成校で教えている民事訴訟法草案は、現職裁判官や検察官にとっても養成校研修

生にとっても、新しく、難しいものです。カンボジアの養成校の研修生は、日本の司法修習生とは異なり、まず、法律の条文解釈や理論に関する講義が必要です。ところが、私は、裁判官としての実務経験がありませんので、実例を使って教えることが難しいのです。

私は、養成校において、最初、条文解釈を中心に20～30時間の講義を行いました。研修生はあまり理解していないようでした。そこで、当時、カンボジアにおられた三澤教官と相談し、日本の司法研修所のビデオを見せながら、その中で取り扱われた事例の手続の一つ一つを説明すると、研修生は大変興味を持ったようでした。この方が関心をひくようです。そこで、私は、今では若干の説明をした後、実例を使って更に説明するという方法で講義を行っていますが、先ほど言いましたとおり、私にとっては実例を作ることが難しいのです。

そこで、先輩教官が、担当している事件の中から幾つかを選び、日本の専門家と相談しながら、それを利用して作成した教材を使って研修生に教えることがよいと思います。この方法は研修生が理解しやすいだけでなく、私のような新米教官にとっても勉強になるのです。

(日本側から意見)

新民法及び新民事訴訟法に関連して差し当たり急ぐのは、現職裁判官に対する新民事訴訟法の教育活動ではないかと思えます。その理由は、裁判官の訴訟指揮や判決は法律に基づかなければなりませんから、訴訟法が変わりますと、これらも一つ一つ変更される可能性があります。その負担は研修生よりも一層切実だからです。また、成立するであろう新民事訴訟法は、現行法から相当に変わっており、現行の運用を少し変えて新しい法律に適用させることができません。新民事訴訟法を十分理解した上で、裁判実務を行わなければなりませんので、差し当たり2005年に成立するとすると、養成校は、その後1年間をかけて、現職裁判官に新民事訴訟法を理解していただく努力をする必要があるのではないのでしょうか。

(司会)

現職裁判官・検察官の教育について御意見を頂きました。現在、養成校には継続教育に関する研修計画があるのでしょうか。

(カンボジア側から回答)

ワーキンググループの役割は、新民法及び新民事訴訟法を教えるためのカリキュラム策定と教材の作成と理解しています。また、関根教官が近々カンボジアにいらっしゃいますので、そのときにワーキンググループを立ち上げたいと思います。ワーキンググループのメンバーとして考えられるのは、第一に民法と民事訴訟法を担当する養成校教官が挙げられ、新メンバーとして、他の裁判官と養成校のファシリテーター(教官助手)が考えられます。ファシリテーターは裁判官ではありませんが、法学修士号を持ち、大学で講師をしております。

次に、養成校は大学法学部ではないので、研修生に民法及び民事訴訟法の内容をすべて完全に覚えさせることは妥当でないと思えます。実務を教えるべきです。大学法学部で両草案の内容を十分に学習できなかった研修生に対しては、多少の時間を割いて補充的に教

えれば十分ではないかと思えます。ただ、民事訴訟法は裁判実務にかかわりますので、養成校において重点的に扱い、時間数を増やした方がよいと思えます。問題は、本来、大学法学部で民法及び民事訴訟法を教育しなければならないところ、現在、未成立であるため、大学では原則程度しか教えられず、養成校で補足的に教えなければならないことです。

また、養成校教官が説明したように、事例を使って教えることに私も賛成です。フランス司法学院でも、事例を使って刑事手続及び民事手続を教えています。

養成校の考えは、できるだけカンボジア人教官が研修生を教え、私たちが解決できない事項のみ外国人教官に教えていただくというものです。ですから、カンボジア人教官の能力を向上させるためにも、是非日本から先生や専門家を派遣し、教官を指導していただきたいのです。それは養成校の継続的運営にもつながりますので、是非そのような支援をお願いしたいと思います。

先ほど日本側から、現職裁判官に対する新民事訴訟法の教育は、研修生に対する教育に比べ、より重要ではないかというお話がありました。カンボジア政府や養成校は、現職の裁判官を重視しないという意味ではありませんが、研修生に対する教育を重視するという方針を持っています。もちろん両方とも大切であり、並行して両者の研修や訓練を実施したいと思っております。

(司会)

これまでカリキュラムや教材作成のためのワーキンググループについて、会場の皆さんから活発な御意見を頂きました。時間が残り少なくなってきましたので、その他の分野も含めて御意見や御質問を頂きたいと思えます。

(日本側から意見)

日本はベトナムでも法曹養成機関に対する支援を実施し、当部でもカリキュラムや教材作成を支援する方向で進めています。ただ、伝統の違いでしょうか、カリキュラムや教材のイメージが、ベトナム人と日本人とで違うことがあります。例えば、カリキュラムというと、日本人は一覧表形式の日程表をイメージしがちなのですが、ベトナム人は枚数の多い分厚いものをイメージするのです。また、日本では司法研修所で使う実務の教科書は比較的ページ数が少ないのですが、ベトナムの法曹養成機関の教科書はページ数が多く、理論とスキルに分けて非常に詳しく作られています。先ほど、作成すべき教材につき具体的に合意することが必要だとの意見がありました。同じく教材といっても違うものをイメージしているかもしれないので、具体的にどのようなものを作るのかを協議し、決める必要があると思えます。

(司会)

今の御意見に関連し、養成校の教官の皆さんの経験に照らし、必要な教材についてのアイデアを教えてください。その教材を直ちに作成するという意味ではなく、それを決める叩き台として挙げていただきたいと思えます。

(カンボジア側から意見)

私が考える教材というのは、ベトナム型のページ数の多いものです。

先ほど校長から、民法と民事訴訟法の学習は、大学の段階で既に終了していると説明が



ありましたが、私の経験では、現時点では、学生に対し新民事訴訟法を十分には教えていないと思います。しかし、だからといって、新民事訴訟法の内容すべてを養成校研修生に教えることは時間的に無理です。研修生には、事例に関し、どのような手続が適用されるかを教える必要があると思います。幸い、新民事訴訟法については、法案の中で、難しい条文に付いてはすべて解釈の注が付いています。ですから現職裁判官でも研修生でも分かりにくい条文については、注を読めば分かります。また、先日の懇談会の際、竹下守夫先生が、民訴法部会の先生方が民事訴訟法の教科書を作ってくださいとおっしゃっていました。そして、新民法の教科書は、ベトナム型の分厚い教材がほしいと思います。それがあれば、研修生は自分で民法を勉強し理解できるでしょう。

もう一つ、教官のための参考資料もあればよいと思います。今回、法務総合研究所の秋山仁美教官の講義において紹介していただいたようなものを支援していただければと思います。

(司会)

終了時間が迫ってまいりましたが、ほかに御意見等お有りでしょうか。

(カンボジア側から意見)

私は現在、刑法と刑事訴訟法を教えており、民法や民事訴訟法は担当ではありませんが、皆さんが大変熱心に議論されていますので、私も自分の考えを申し上げたいと思います。

まず、カンボジアの状況をよく考えていただきたいと思います。カンボジアの法制度は不十分であり、民法に関しては、土地法や政令38号がある程度です。政令38号は、1914年の旧民法に基づいて制定されたものですから、現代のカンボジア社会には合っていないのです。また、カンボジアには民事手続法がなく、通達があるだけです。そのため、裁判官は、慣習や道徳に基づいて事件を処理し、その判断が統一されていません。このような状況を改善するため、司法省とJICAが協力し、現職裁判官に新民事訴訟法の内容を教えるための地方セミナーをこれまで6つの地域で実施してきました。これらのセミナーでは、現職裁判官は少し戸惑ったようでしたが、大変大きな効果がありました。現職裁判官はそれまで争点整理がどういうものか、よく分かっていなかったのですが、セミナー後は、事件処理の際に争点整理を意識するようになりました。法案はまだ成立していませんが、その効果は現れています。

私は、現職裁判官のための別の教科書が必要だと思います。カンボジアには、日本の法科大学院のような制度はなく、大学の法学部を卒業して養成校の試験に合格すれば、養成校研修生となります。ところが、大学教育にも問題があります。というのは、大学の教授や講師の多くは留学経験があり、その留学先の影響によって教える内容や教え方が違うことです。フランスに留学した講師の場合、学生にフランス法の理論を教えますし、社会主義国に留学した講師は社会主義法の理論を教えます。つまり、法学部の卒業生が身につけた法理論は、その学んだ先生によって違うのです。この違いを乗り越えるため、養成校研修生のための教科書は、事例だけではなく法理論を取り入れなければなりません。そして、この理論は、細かいことではなく本質的な法的思考や法原則であるべきです。

(カンボジア側から意見)

私がイメージするカリキュラムは日程表ではなく教育プログラムであり、ベトナム型のものです。また、私が考える教材は、事例を使ったものであることと、一つの事柄について一つの教材であることです。例えば、カンボジアには予審判事の制度がありますが、予審判事の捜査について一つの教材、判決起案について一つの教材といった具合です。また、判決書に関する教材も必要だと思います。

(日本側から意見)

支援の内容については、今後、皆さんと協議する必要があると思いますが、ベトナムの教材がよいと即断するのは、大変語弊があると思います。先ほどの意見は、日本の教材は薄く、ベトナムのは分厚いと言ったにすぎません。ベトナムの教科書は民事と刑事に分類され、それぞれが実体法と手続法に分かれ、各500ページの分量があります。これに対し、日本の司法研修所では、裁判官はどのように訴訟を進め、どのように判決を書くべきかを中心に据えて教育しています。ですから、私たちが養成校を支援する場合、法学部教育をもう一度養成校で繰り返すような方法は適当でなく、新民事訴訟法を基本にし、いかにして制定法の中から要件事実を導き出し、争点を整理して効率的に訴訟を進めていくか、いかに分かりやすく判決を書くかが中心となります。

そして、手続法と実体法を比べますと、手続法の方はスタンダードが決まっておりますし、日本の制度とも共通点を見だしやすいと思います。そこで、まず民事裁判の教育を取り上げたいと考えています。民法も日本が起草支援を行っていますが、これを養成校において、どのように教育するかについては、今後の協議事項になるでしょう。ただ、先に言った理由から、基本的には民事裁判教育が先行すると思います。

カリキュラムやシラバス、教材は、薄いか分厚いかはそれほど問題ではなく、それなりのカリキュラムを作って教える内容を十分に練っておくことが肝要でしょう。

(司会)

そろそろ終了の時間ですので、最後に日本側から、本日のセッションの御感想を頂きたいと思います。

(日本側から感想)

本日は、カンボジアの現状についての充実した御紹介があり、厳しい状況の中で、今後の方針についてカンボジア側が非常な努力をしていらっしゃるがよく分かりました。

(日本側から感想)

本日は非常に有益な議論をありがとうございました。先日、三澤教官の帰国報告を聞き、更に本日の意見交換を聞き、私はこの新しい司法官職養成校に期待されている役割を改めて認識した次第です。特に新民事訴訟法を現職裁判官と研修生に理解してもらうことが、いかに大切であり、かつ難しい仕事であるかということも認識いたしました。先ほど、カンボジア側から現職裁判官向けのセミナーにおいて、初めて裁判官に争点整理についての理解が得られたとの御説明がありました。私はこの新民事訴訟法の規定も大切ですが、それがカンボジアの社会で実際に生起する事案にどのように適用されるかを実務家として考え、その中で新しい裁判のスタイルを作ることが大切だと思います。

その意味で、現実に起き得る生の事実を想定し、これをどのように争点整理するか、判決をどのように書くか、実際の裁判手続をどのように進めるかといった、模擬裁判を含めた研修が、今後、一層重要になってくると思います。その意味で、カンボジアで実際に起きる実例を我々にも教えていただき、どのようなアプローチが可能かについて共同で作業することがますます重要になると思います。このような機会を生かしながら、これからの司法官職養成校のカリキュラムや教材作成に役立てていただきたいと思います。

(司会)

どうもありがとうございます。最後にサタヴィ校長が、皆様に是非御礼を申し上げたいとのことです。

(サタヴィ校長)

今日の意見交換を通じ、皆様に司法官職養成校の現状や直面する問題につき、御理解いただけたと思います。養成校の教育をより優れたものとするために、是非日本の協力をお願いしたいと思います。

(司会)

本日は、お忙しい中、長時間にわたりプレゼンテーションと意見交換に御参加いただきどうもありがとうございました。



意見交換会の様子

## カンボジア王国 国民 宗教 国王

王立司法官職養成校  
No. 164-04/C S.P.C.

### 2002～2004年における王立司法官職養成校の活動報告

王立司法官職養成校校長 キム・サタヴィ

#### 1. はじめに

##### 養成校設立の目的及びその基本となる法律

法治社会及び明確な三権分立の要件は強力な司法制度並びに国民からの信頼が不可欠である。したがって、カンボジア王国は、現在懸命に司法制度改革を進めようとしており、国民に正義をもたらすとともに、国民の信頼を得て国の経済の発展を強化することに取り組んでいる。その改革の過程で、王立司法官職養成校が2002年2月5日付けのサブ・デクリーによって設立され、養成校の2つの任務として、新しく採用する裁判官の養成と各州の裁判所及び検察実務に当たっている裁判官並びに検察官の継続教育が挙げられる。

2002年のサブ・デクリーにより設立された養成校は公共行政教育機関としての特徴を持っており、総務等の運営面は閣僚評議会の管轄下に置かれ、予算面は経済・財政省の管轄下に置かれている。養成校の運営組織としては理事会があり、2002年2月5日のサブ・デクリーによって規定されている。

#### 2. 組織体制

##### 2.1 養成校の官職職員

王立司法官職養成校には官職職員として校長1名、教務部長1名及び総務部長1名とその他の官職職員6名の合計9名がおり、総務、事務局、会計、育成及び国際関係を担当している。それ以外は技術的な支援として、フランスからの専門家2人、オーストラリアからのボランティア1人とJICAの代表が1人駐在している。

##### 2.2 育成教官、研修教官と調整官

王立司法官職養成校には13名の育成教官がいるが、全員がほかの仕事も兼務している。教官全員が教育学や教授法の研修を受けている。フランス語のできる育成教官はフランスで教官としての研修を受け、また、フランス語のできない育成教官はカンボディアでの教官としての研修を受けている。さらに、養成校には研修教官（実研修指導教官）が13名おり、全国にある12の研修所（地方裁判所）で教えている。特に、プノンペン地方裁判

所には2名の研修教官がいる。さらに、ファシリテーターが3名おり、教官の仕事のサポートや調査及び資料作成、それに翻訳の仕事を行っている。

### 3. 裁判官になろうとする学生（研修生）の選抜試験

王立司法官職養成校に入学するために選抜試験を受けなければならない。この選抜試験は1次試験と2次試験からなっている。1次試験は筆記試験であり、応募の学生の能力及び意見の表現力を見るためのものである。2次試験は口答試験であり、学生の考え方、技術的な知識及び口頭陳述力を見るための試験である。応募資格としては法学部卒が必須である。また、省庁や公的機関での仕事の経験が5年以上の応募者には特典として試験点数の10パーセントが加算される。

試験の結果、50名が選抜され、王立司法官職養成校入学が許可される。合格者の決定は筆記試験の点数と口答試験の点数の合計点である。それらの合格者50名の経歴は大学生、弁護士養成校の学生、司法省の職員、書記官及びNGO職員である。さらに、政府が閣僚評議会によって指名した5名の学生を養成校に入学させ、合計55名の学生が1期生となる。

### 4. 養成プログラム

裁判官になろうとする者は2年間の養成を受けなければならない。この養成期間は3つのステップに分けられる。ステップ1は養成校で8か月間受講し、ステップ2は裁判所での12か月の修習であり、ステップ3は4か月間の専門修習及び任官である。王立司法官職養成校では大学のように法律は教えない。ここで教えられるのは裁判技術、裁判官の仕事、裁判官倫理、司法にかかわる社会の諸問題、外国語及びコンピュータである。裁判所での修習は学生が研修教官の管理下において、裁判所での仕事を見ることができ、また、参加する機会が与えられる。最後のステップは専門研修及び卒業試験になる。

教育プログラムは2つある。新しく選抜される裁判官の初期研修及び既に任官され、各裁判所で実務を行っている裁判官の継続教育である。いずれにしても、この2つのプログラムが相互関係し、調和の取れた2階層教育で、裁判官になろうとする者と既に実務をしている裁判官に対して最大限の効果を上げようとしている。

#### 4.1 裁判官になろうとする者の教育プログラム

裁判官になろうとする者の育成プログラムは今までの知識に新しい知識を積み重ねることは言うまでもない。裁判官になろうとする者は既に実体法及び訴訟法の理論を身に付けているとみなされている。しかし、実務的な知識、特に裁判所での実務手続に関する知識はまだ身に付けていない。そこで、養成校は彼らに対してステップ・バイ・ステップで一般的な知識から始まり、だんだん専門知識に特化した教育を行い、つまり最初は広く、だんだん専門的に絞るという三角形の形で教育をしていく。ということは、裁判官になろうとする者は裁判官の役割の勉強から始まり、民主主義社会での裁判官のアイデンティティ、

裁判官が働いている環境，更には相互関係及び実務を勉強していく。次に，裁判官としては司法の高潔さに直接又は間接的にかかわりのある実体法を習得しなければならない。最後に，裁判官になろうとする者は事件の処理及び手続について勉強しなければならない。

#### 4.2 継続教育プログラム

継続教育プログラムの作成に当たって，王立司法官職養成校は様々な可能性について，高等官職評議会の委員，司法省の高官，最高裁判所の裁判官，高等裁判所の裁判官，特に王立司法官職養成校の教官陣等，法曹界の多くの専門家に意見を伺った。

継続教育プログラムは現在，裁判所又は検察庁で任務を遂行している裁判官，検察官に対して，更に法律の発展や動向及び法律にかかわる諸問題に関する新しい知識を身に付けてもらうことを目的としている。この教育プログラムを通じて，裁判官及び検察官がそれぞれの職場での経験に関する情報や意見を交換し，経験を共有して，さらに，各自治体との裁判所の活動に関する意見交換の場を提供するものである。

#### 5. 養成校の成果

養成校は2003年11月11日に開校され，裁判官になろうとする者を受け入れて養成している。この第1ステップの8か月間の初期において，教育プログラムを4つのモジュールに分けている。モジュール1では，特に，法曹界に関する一般知識を学生に教えている。モジュール2では，裁判所の所在及びその権限について教え，モジュール3では，裁判官の職業における技術を教えている。最後のモジュールであるモジュール4では，裁判官及び検察官の必要としている様々な専門知識を教えている。要約すれば，養成校での育成プログラムは階層プログラムであり，最初は一般教養教育から始まり，だんだん詳細の技術を教え込むようにしている。

この第1ステップにおいて，カンボジア人の多くの教師が協力し，特に豊富な経験を持っている裁判官及び検察官を講師として積極的に登用していただいている。それに外国からの講師計34名による特別な講義もセットされた。ということは，新しく設立された王立司法官職養成校は外国から非常に注目されているともいえる。

#### 6. 国際協力について

王立司法官職養成校はフランス政府による資金及び技術援助で設立された。また，養成校はフランスの国立司法官職養成校と強いパートナーシップを構築している。

さらに，一部のドナー国が王立司法官職養成校の運営を協力的にバックアップしていただいている。

UNDP には養成校の教官の育成に協力していただき，「女性を裁判官に登用することを奨励するプログラム」への参加，裁判官の継続教育への支援，外国人教官の紹介をしていただいている。

GTZ には女子学生寮の建設、「女性を裁判官に登用することを奨励するプログラム」をサポートしていただいている。

ADB と EU には土地法及び知的財産法の育成を支援していただいている。

AusAid には技術的なサポート、裁判官になろうとする学生 2 人の研修生としての受入れ、教官の支援をしていただいている。

イギリス大使館には養成校の設備を援助していただき、養成校の図書館に法律関連の書籍を援助していただいた。

UNHCHR には教官育成への支援、人権分野の育成を支援していただいている。

UNICEF には児童権利分野の育成の資金援助をしていただいている。

JICA には近い将来、専門家を派遣していただき、今後の協力関係を検討する予定になっている。

## 7. 養成校が直面している諸問題

王立司法官職養成校の教官はほとんど現在各裁判所や検察庁で仕事をしている現職の裁判官や検察官である。そのため、カリキュラムは教官の仕事の都合に合わせて作成せざるを得ない。したがって、体系的な教育カリキュラムになっていない。さらに、各テーマの時間割もまだ適切であるとはいえない。

- － 一部の教官は教員の経験がなかったため、教材はまだ先進的なものとは言えない。
- － 民法分野においても、刑法分野においても、その教育論や教え方に関する資料はほとんどない。
- － 上述したように、設備も経験も不足しており、その結果、1 期生の育成の成果はまだ期待どおりではなかった。

## 8. 2 期生の育成の方向性について

1 期生の育成の経験を踏まえ、養成校としては専任教官を置くようにし、養成校の卒業生で、優秀でかつ教官を志望している者から人選して、教育論等を更に研修させ、教官として登用していきたい。

## 9. 結論

王立司法官職養成校は 2002 年に新しく設立されたにもかかわらず、多くの外国ドナーの支援を受け、また、自分の努力で、まだ決して満足のいく結果を得ていないが、方向性としては決して間違いではなかったため、1 期生の育成での問題点を改善しながら、従来の方針を更に踏襲していきたい。

また、ドナー国、特に日本からの設備面、また人材面での支援で、今後の 2005 年度からの 2 期生の育成はもっともっと大きな成果が得られると確信している。